

< 看護小規模多機能型居宅介護 利用料金表（利用者負担金）>（別紙1）

1. 利用料

介護保険の対象となるサービス

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立及び要支援1または2と判定された方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】通常時間帯（24時間 365日）月あたりの定額払い()内は日割り

要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12,447 (409)	13,269 (436)	26,537 (872)	39,807 (1,309)
要介護2	17,415 (573)	18,564 (610)	37,128 (1,221)	55,693 (1,831)
要介護3	24,481 (805)	26,096 (858)	52,193 (1,716)	77,429 (2,548)
要介護4	27,766 (913)	29,599 (973)	59,197 (1,946)	88,796 (2,919)
要介護5	31,408 (1033)	33,481 (1,101)	66,962 (2,201)	100,443 (3,302)

【同一建物に居住する場合（）内は日割り】

要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	11,214 (369)	11,954 (393)	23,908 (786)	35,862 (1,179)
要介護2	15,691 (516)	16,727 (550)	33,453 (1,089)	50,180 (1,650)
要介護3	22,057 (725)	23,513 (773)	47,026 (1,546)	70,538 (2,319)
要介護4	25,017 (822)	26,375 (877)	53,336 (1,754)	80,004 (2,630)
要介護5	28,298 (930)	30,166 (992)	60,331 (1,983)	90,497 (2,975)

【料金表（単位数）】通常時間帯（24時間 365日）短期利用の場合

要介護度	看護小規模多機能型居宅介護 単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	571	609	1,217	1,826
要介護2	638	680	1,360	2,040
要介護3	706	753	1,505	2,258
要介護4	773	824	1,648	2,472
要介護5	839	894	1,789	2,683

※介護職員処遇改善加算として合計単位数に×10.2%加算されます。

【加算及び減算料金】

訪問看護体制減算（）内は日割り

要介護度	単位数
訪問看護体制減算1	925 (30)
訪問看護体制減算2	925 (30)
訪問看護体制減算3	925 (30)
訪問看護体制減算4	1,850 (61)
訪問看護体制減算5	2,914 (96)

※以下の要件のいずれかを満たした場合に減算されます。

- ・医師の指示に基づく看護サービスが30/100未満である場合
- ・緊急時訪問看護加算を算定した利用者が30/100未満である場合
- ・特別管理加算を算定した利用者が5/100未満である場合

医療訪問看護減算

要介護度	単位数
医療訪問看護減算1	925 (30)
医療訪問看護減算2	925 (30)
医療訪問看護減算3	925 (30)
医療訪問看護減算4	1,850 (61)
医療訪問看護減算5	2,914 (96)

※末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合に減算されます。

訪問看護特別指示減算

要介護度	単位数
訪問看護特別指示減算 1	30
訪問看護特別指示減算 2	30
訪問看護特別指示減算 3	30
訪問看護特別指示減算 4	60
訪問看護特別指示減算 5	95

※特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合に減算されます。

【その他加算及び減算料金】

項目	概要	単位数
初期加算	利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間または、30 日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1 日につき 30 単位
認知症加算Ⅲ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合。	1 月につき 760 単位
認知症加算Ⅳ	要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合。	1 月につき 460 単位
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定されます。	6 月に 1 回 5 単位
退院時共同指導加算	病院、介護老人保健施設を退院するに当たり、事業所の看護師等が退院指導を行った後、初回の訪問看護サービスを行った場合に加算されます。	1 回につき 600 単位

緊急時対応加算	<p>利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問および計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合（訪問については、訪問看護を行う場合に限る）。</p>	<p>1月につき 774単位</p>
特別管理加算Ⅰ	<p>サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 <p>）に対して、計画的な管理を行った場合に算定されます。</p>	<p>1月につき 500単位</p>
特別管理加算Ⅱ	<p>サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（在宅自己腹膜灌流指導管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態や、人工肛門また人口膀胱を留置している状態。 ・真皮を超える褥瘡の状態（MPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度、DESIGN分類D3、D4、D5）。 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態）に対して、計画 	<p>1月につき 250単位</p>

	的な管理を行った場合に算定されま す。	
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日 以上ターミナルケアを行った場合等に 加算されます。	死亡月につき 2500単位
若年性認知症利用者受 入加算	若年性認知症利用者に対してサービス 提供を行った場合に算定されます。	1月につき 800単位
サービス提供体制強化 加算Ⅰ	職員の介護福祉士の有資格者の割合が 従業者の70%以上を占める場合に算定 されます。	1月につき 750単位
総合マネジメント体制 加算（Ⅰ） ※	<p>① 個別サービス計画について、利用 者の心身の状況や家族を取り巻く環境 の変化を踏まえ、介護職員（計画作成 責任者）や看護職員等の多職種協働に より、随時適切に見直しを行っている。</p> <p>② 利用者の地域における多様な活動 が確保されるように、日常的に地域住 民等との交流を図り、利用者の状態に 応じて、地域の行事や活動等に積極的 に参加している。</p> <p>③ 地域の病院、診療所、介護老人保 健施設等に対し、事業所が提供するこ とのできるサービスの具体的な内容に 関する情報提供を行っている。</p> <p>④ 日常的に利用者と関わりのある地 域住民等の相談に対応する体制を確保 している。</p> <p>⑤ 必要に応じて、多様な主体が提供 する生活支援のサービス（インフォー マルサービスを含む）が包括的に提供 されるような居宅サービス計画を作成 している。</p>	1月につき 1,200単位

	<p>⑥以下のうち、要件を事業所ごとの特性に応じて1つ以上実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。 ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。 ・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 ・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。 <p>以上を行っている場合に算定されます。</p>	
科学的介護推進体制加算	データを CHASE に提出してフィードバックを受け、利用者のケアプランへの反映し、PDCA サイクルの推進・ケアの質の向上の取組をしている。	1 月につき 40 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりをしている。	1 日につき 200 単位
介護職員等処遇改善加算（I）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1 月につき 所定単位×14.9%

※ 区分支給限度基準額の算定対象外となります。

介護報酬告示額に、地域区分毎の単価（1 単位＝10.66 円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金となります。

（その他）

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接社会福祉法人ユーアイ二十一に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、横須賀市の窓口へ社会福祉法人ユーアイ二十一の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 自費

項目	料金
朝食	400 円
昼食	600 円
夕食	600 円
おやつ代	200 円
宿泊費	3500 円
リハビリパンツ	M=80 円 L=90 円
紙おむつ	M=90 円 L=100 円
尿取りパット	M=20 円 L=30 円
洗濯料	1 回 400 円
乾燥料	1 回 300 円
交通費・送迎費	通常の事業実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合、又は通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合、ガソリン代として1kmあたり30円（1km単位）を徴収します。又、公共交通機関を利用し提供する場合は、公共交通機関を利用した実費を徴収します。
キャンセル料	利用者の都合でサービスを中止し、かつ前日までに連絡がない場合におけるキャンセル料（食事代600円）を徴収します。
その他	上記に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けます。

(令和7年2月1日)

社会福祉法人ユニーアイ二十一